

横手市気候変動対策実行計画
(事務事業編)
(素案)

令和 3 年 6 月策定
令和 8 年●月改訂
秋田県横手市

目 次

| | |
|--------------------|----|
| 第1章 背景 | 1 |
| 1. 国内外の動向 | 1 |
| 2. 横手市の動向 | 2 |
| 3. 計画前期の振り返り | 3 |
| 第2章 基本的事項 | 4 |
| 1. 目的 | 4 |
| 2. 位置付け | 4 |
| 3. 計画期間 | 5 |
| 4. 対象とする事務・事業の範囲 | 5 |
| 5. 対象とする温室効果ガスの種類 | 7 |
| 第3章 温室効果ガスの排出量削減目標 | 8 |
| 1. 目標設定の考え方 | 8 |
| 2. 基準年度 | 8 |
| 3. 数値目標 | 8 |
| 第4章 目標達成に向けた取り組み | 9 |
| 1. 取り組みの基本方針 | 9 |
| 2. 具体的取り組み | 9 |
| 第5章 推進体制、進捗管理及び公表 | 12 |
| 1. 推進体制及び進捗状況の公表 | 12 |
| 2. 点検・評価・見直し体制 | 13 |

第1章 背景

1. 国内外の動向

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による自然災害の増加、農作物や生態系への被害等が発生しています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガス¹の排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015（平成27）年に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランスのパリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定²」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、2016（平成28）年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの排出量を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で26.0%削減することが示されています。また、地方公共団体においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）において、地方公共団体が実施する事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画を策定し、その実施状況を公表することが義務付けられています。

2021（令和3）年4月22日、地球温暖化対策推進本部及び気候サミットにおいて、政府は、2050（令和32）年カーボンニュートラル³の実現に向け「2030（令和12）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け挑戦を続ける」という目標を発表し、その内容を明記した地球温暖化対策計画を10月22日に閣議決定しました。

また、2025（令和7）年2月18日には、政府は地球温暖化対策計画を改定し、2035（令和17）年度、2040（令和22）年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すと閣議決定しました。

1 温室効果ガス：大気中のガスの中で、太陽からの熱を地球に封じ込めて地表を暖める働きを持つガスの総称。

2 パリ協定：2020（令和2）年度以降の気候変動対策に関する国際的な枠組みを定めた国際的な協定。日本は2016（平成28）年11月8日に批准。

3 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と同じ量を吸収または除去することで、排出量を実質ゼロとすることを目指すこと。

2. 横手市の動向

当市では、2006（平成18）年3月に「横手市役所率先行動計画（温暖化防止実行計画）」、2015（平成27）年3月に「横手市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」（以下、「前計画」という。）を策定し、当市が一事業者（市役所）として実施する事務・事業における温暖化対策を推進してきました。

2021（令和3）年6月には「横手市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「計画前期」という。）を策定しました。この計画は前計画の内容の更新・見直しを行い、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度まで当市が実施する事務・事業において排出する温室効果ガスの排出量削減を推進することを目的としています。

2023（令和5）年3月には、政府が2021（令和3）年10月22日に閣議決定する以前に定めた目標数値を使用している市町村計画は目標数値を修正するよう求められたため、内容を一部改訂しました。

今年度は「横手市気候変動対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」という。）と名称を改め、これまでの取り組み経過、実績等を取りまとめ、見直しを行います。

3. 計画前期の振り返り

(1) 計画前期の概要

当市が一事業者（市役所）として実施する事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を、2013（平成25）年度を基準として、中間目標年度である2025（令和7）年度には13%、最終年度である2030（令和12）年度には51%削減することを目標としています。

(2) 目標達成状況

計画前期の期間内における温室効果ガスの排出量は、図1に示すとおりです。確認年度である2024（令和6）年度において、2013（平成25）年度を基準として18.6%削減しました。施設の統廃合や照明のLED化、日常業務における節電により排出量が減少したものと考えられます。

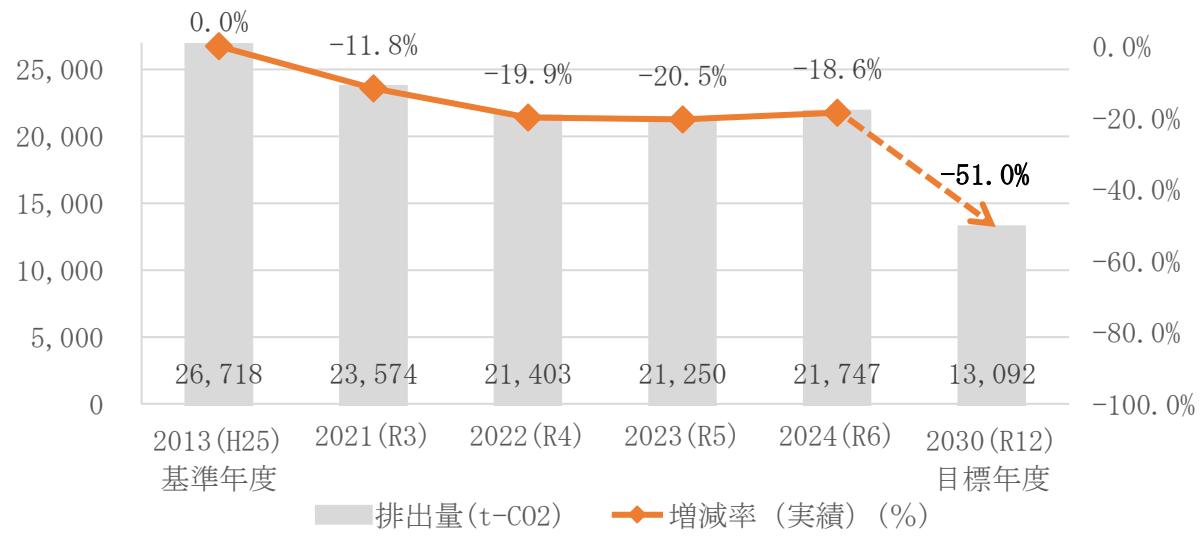


図1 温室効果ガスの排出量の推移

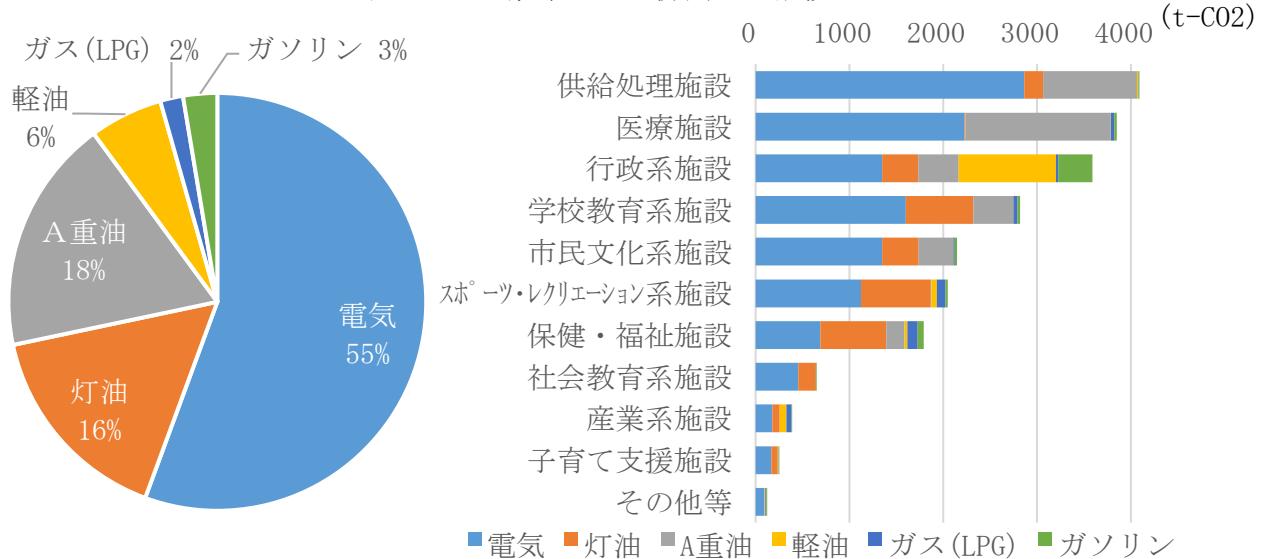


図2 2024(令和6)年度 温室効果ガスの発生源内訳(左:エネルギー種別毎、右:施設分類毎)

第2章 基本的事項

1. 目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、当市が一事業者（市役所）として実施する事務・事業に関する温室効果ガスの排出量削減に向けて、推進すべき取り組みについて示します。

また、自ら温室効果ガスの排出量削減に資する率先的な取り組みを行うことにより、市民・事業者の規範となる計画です。

2. 位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条に規定する地方公共団体実行計画として位置づけられます。また、本計画の推進にあたっては、上位計画である「第3次横手市総合計画」及び「第3次横手市環境基本計画」と整合・連携を図るものとします。

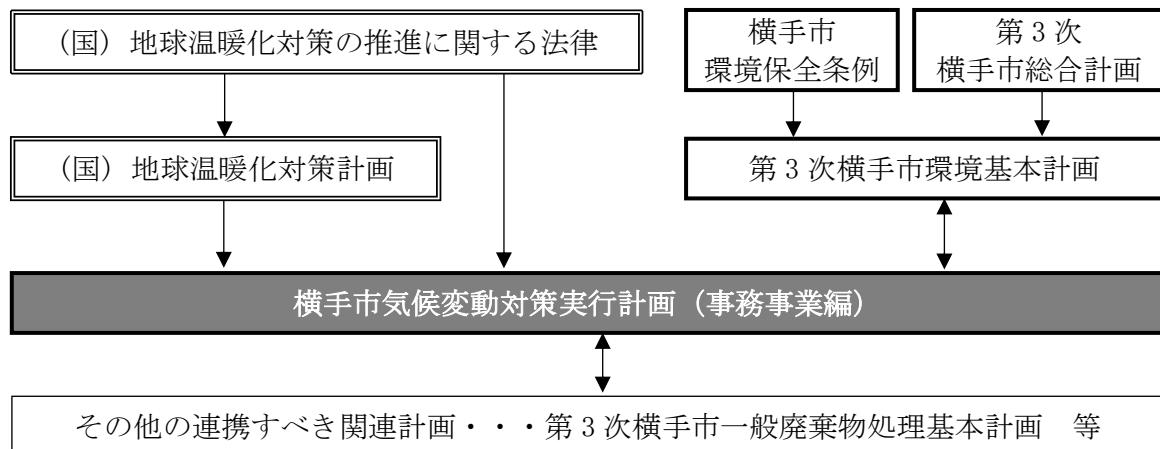


図3 計画の位置付け

3. 計画期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とし、計画に掲げる目標数値については、2013（平成25）年度を基準とします。なお、法改正や社会情勢の大きな変化等があった場合は、必要に応じて本計画の見直しを行います。

表1 計画期間

| | 2013 (H25) | … | 2021 (R3) | … | 2024 (R6) | 2025 (R7) | … | 2030 (R12) |
|--------|---------------|---|--------------|---|--------------|--------------|---|---------------|
| 期間中の事項 | 基準 年度 | | 計画 開始 | | 確認 年度 | 計画 見直し | | 目標 年度 |
| 計画期間 | | | | | | | | |

4. 対象とする事務・事業の範囲

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条及び国の「地球温暖化対策計画」に基づき、原則として市立学校、上下水道事業、病院事業等を含む、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定められた当市が実施する全ての行政事務を対象とします。ただし、外部への委託や指定管理者制度により実施する事務・事業については、受託者等に対して温室効果ガスの排出量削減のために必要な措置を講ずるよう、関係部局等を通じて要請するものとします。

表2 本計画の対象となる組織

| 部局名 | 課室所名 |
|----------|---|
| 総務企画部 | 総務課、秘書広報課、人事課、経営企画課、情報政策課、危機対策課、地域創造戦略室 |
| 財務部 | 財政課、財産経営課、税務課、収納課、契約検査課 |
| まちづくり推進部 | 地域づくり支援課、横手の未来ともにつくる課 |
| (横手地域局) | 横手地域課 |
| (増田地域局) | 増田地域課、増田市民サービス課 |
| (平鹿地域局) | 平鹿地域課、平鹿市民サービス課 |
| (雄物川地域局) | 雄物川地域課、雄物川市民サービス課 |
| (大森地域局) | 大森地域課、大森市民サービス課 |
| (十文字地域局) | 十文字地域課、十文字市民サービス課 |
| (山内地域局) | 山内地域課、山内市民サービス課 |
| (大雄地域局) | 大雄地域課、大雄市民サービス課 |
| 市民福祉部 | 市民課、国保年金課、生活環境課、社会福祉課、子育て支援課、まるごと福祉課、健康推進課、地域包括支援センター、特別養護老人ホーム白寿園、介護老人保健施設老健おおもり、健康の丘居宅支援センター森の家 |
| 農林部 | 農業振興課、農林整備課、食農推進課 |
| 商工観光部 | 商工労働課、企業誘致課、観光おもてなし課、横手の魅力営業課 |
| 建設部 | 建設課、都市計画課、建築住宅課 |
| 上下水道部 | 経営管理課、水道課、下水道課 |
| 会計管理者 | 会計課 |
| 議会 | 議会事務局 |
| 選挙管理委員会 | 選挙管理委員会事務局 |
| 監査委員 | 監査委員事務局 |
| 農業委員会 | 農業委員会事務局 |
| 教育総務部 | 教育総務課、伝統文化課、図書館課、生涯学習課、スポーツ振興課 |
| 教育指導部 | 教育指導課、学校教育課、学校給食課 |
| 消防 | 消防本部、消防署 |
| 病院 | 市立横手病院、市立大森病院 |

令和8年3月現在

5. 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定される温室効果ガスは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)の7種類の物質です。このうち、二酸化炭素(CO₂)を除く温室効果ガスについては、当市が一事業者(市役所)として実施する事務・事業から排出される割合が極めて小さいことから、本計画は二酸化炭素(CO₂)のみを対象とします。

表3 本計画の対象とする温室効果ガスの種類

| 温室効果ガス の種類 | 主な発生源 | | 本計画 の対象 | |
|------------------------------|---|--------------------------|------------|--|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | エネルギー起源 二酸化炭素(CO ₂) | 電気や燃料等の使用により排出 | 対象 | |
| | 非エネルギー起源 二酸化炭素(CO ₂) | 一般廃棄物中の廃プラスチック類の焼却等により排出 | | |
| メタン(CH ₄) | 自動車の走行や燃料の使用、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出 | | 対象外 | |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | 自動車の走行や燃料の使用、下水等の処理、一般廃棄物の焼却等により排出 | | | |
| ハイドロフルオロ カーボン(HFC) | 自動車用エアコンディショナーの使用時等に排出 | | | |
| パーフルオロ カーボン(PFC) | 半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出 | | | |
| 六ふつ化硫黄 (SF ₆) | 電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出 | | | |
| 三ふつ化窒素 (NF ₃) | 半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている | | | |

資料：「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(簡易版)
Ver.2.0」(令和7年3月 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室)

第3章 温室効果ガスの排出量削減目標

1. 目標設定の考え方

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」が中期目標として掲げる『2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比51%減（部門別 業務その他）』と同程度の温室効果ガスの排出量削減を目指します。

2. 基準年度

2013（平成25）年度を基準年度とします。

3. 数値目標

温室効果ガスの排出量に関する数値的な目標を以下のとおり設定します。

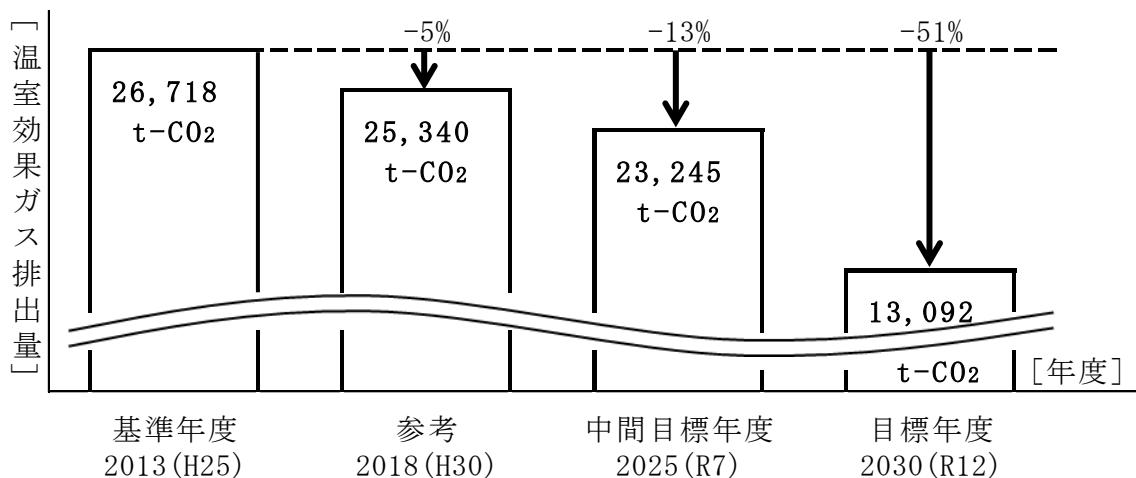
2013(平成25)年度比の温室効果ガスの排出量削減目標

【中間目標年度】2025(令和7)年度 約13%削減

【目標年度】2030(令和12)年度 約51%削減

表4 温室効果ガスの排出量削減目標

| | 基準年度 2013(H25) | 参考 2018(H30) | 中間目標年度 2025(R7) | 目標年度 2030(R12) |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 温室効果ガス 排出量 | 26,718 t-CO ₂ | 25,340 t-CO ₂ | 23,245 t-CO ₂ | 13,092 t-CO ₂ |
| 削減率 (対基準年度) | — | 5% | 13% | 51% |



第4章 目標達成に向けた取り組み

1. 取り組みの基本方針

本計画の目標達成のため、次のような取り組みにより、省エネルギー⁴、省資源・廃棄物の排出抑制等に努めるものとします。

なお、次に掲げる取り組みは、目標の達成状況、予算の配当状況、円滑な業務の遂行、市民サービスの向上、気候条件による影響等を考慮し、各組織の実態に即した取り組みを実施するものとします。また、削減目標等の達成に有効と認められる取り組みがある場合は、柔軟に対応するものとします。

2. 具体的取り組み

(1) 省エネルギー、省資源の推進

① 照明器具・OA機器・パソコン・電化製品の適正使用

- 不要な照明は消灯し、業務に差し支えのない程度に間引きを行う。
- 始業前や昼休みには、市民サービスに支障のない範囲で消灯する。
- RPA⁵を活用し事務の効率化に努め、時間外勤務を縮減する。
- ノー残業デーを推進する。
- 時間外勤務のときは、使用していないスペースの消灯を徹底する。
- トイレ、廊下、階段、会議室、倉庫等は、必要な場合のみ点灯する。
- パソコンやコピー機等の省電力モードを積極的に活用する。
- 退勤時や長期間使用しないときは、パソコンやプリンター等の電源を切る。
- OA機器やパソコン等の更新又は導入時には、電力消費量の少ない製品を選択する。
- プリンターやコピー機のトナーは、リサイクル可能な製品を選択する。

② 冷暖房の適正管理

- 冷暖房は適正な温度（冷房 28°C、暖房 20°C を目安）に設定する。
- 窓の開閉、ブラインド、カーテン、サーキュレーター等を活用する。
- 冷暖房に頼りすぎない服装（クールビズ・ウォームビズ⁶）を励行する。

⁴ 省エネルギー：エネルギーを効率的に使用することによって、より少ないエネルギーで大きな効果を上げること。

⁵ RPA：人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェア等により自動化すること。

⁶ クールビズ・ウォームビズ：過度な冷暖房に頼らずとも快適に過ごせるスタイルを推進するキャンペーンのこと。

- 人がいない場合は冷暖房機器をオフにし、状況に応じて出力を抑える等無駄のないよう努める。
- ③ エレベーターの適正使用
 - 荷物の運搬、来客の案内、その他身体上の障がい等特別な理由があるとき以外は、職員の使用は控え階段の使用を推進する。
- ④ ガス器具の適正使用
 - 給湯機やガスコンロは、無駄のないよう適正に使用する。
- ⑤ 省エネルギー設備等導入の推進
 - 照明機器類の更新時は LED⁷ 照明とする。
 - 人感センサーや高効率空調設備等の導入を推進する。
 - 庁舎等に、地域の特性に照らし合わせた方式の太陽光発電設備を含む再生可能エネルギー⁸の導入を推進する。
 - 施設の ZEB⁹ 化を検討する。
- ⑥ 水使用量の削減
 - 節水に努める。
 - 蛇口等の水漏れを発見した場合は、速やかに修理する。

(2) 事務用紙使用量の削減

- 電子掲示板や E メールを活用し、文書等のペーパーレス化に努める。
- 文書や資料等は両面印刷・両面コピーを徹底する。
- 刊行物等はページ数・部数を精査し、必要最小限に抑える。
- 会議資料等はできるだけ簡素化に努める。
- 資料の共有化を図り、個人資料の保有を削減する。
- コピー機使用後は設定をリセットする。
- 使用済みの封筒は、事務用袋等として再利用する。

(3) ごみの減量及びリサイクルの推進

- ごみの分別排出を徹底し、資源はリサイクルする。
- 使用済みのファイル等の事務用品は保管し、繰り返し使用する。
- 不要な物品があるときは、電子掲示板等で呼びかけ、有効利用を図る。

7 LED：発光ダイオードを使用した照明機器。低消費電量で長寿命といった特徴を持つ。

8 再生可能エネルギー：化石燃料や原子力エネルギーなどといった埋蔵資源を使用せず、自然環境の中で再生産できるエネルギーのこと。

9 ZEB：ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称。建物の断熱性・省エネ性能を上げること、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、年間の一次消費エネルギー量の収支を実質ゼロとした建物のこと。

- 使用頻度の低い物品は共有化し、有効利用を図る。
- 物品購入時には、過剰包装は断る。
- 梱包材や包装紙は納入業者に引き取ってもらうようする。
- グリーンマークやエコマーク等の認証製品を優先して購入する。
- コピー用紙や刊行物等は、可能な限り古紙配合率の高い用紙を使用する。

(4) 公用車の適正使用及び次世代自動車等の導入

- 「エコドライブ」を実践する。

エコドライブ 10 のすすめ

- 1 自動車の燃費を把握
- 2 ふんわりアクセル「e スタート」
- 3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 4 減速時は早めにアクセルを離す
- 5 エアコンの使用は適切に
- 6 ムダなアイドリングはやめる
- 7 渋滞を避け、余裕をもって出発
- 8 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 9 不要な荷物はおろす
- 10 走行の妨げとなる駐車は禁止

- 必要以上の暖機運転はしない。
- 近距離の移動は、徒歩又は自転車の利用を心がける。
- 公用車を使用する際は、合理的・効率的なルートの選択に努める。
- 公用車の更新や導入の際は、次世代自動車（HV 車・PHEV 車等）や低排出ガス車を選択するよう努める。
- 台数の適正化を図る。

(5) 職員の意識向上

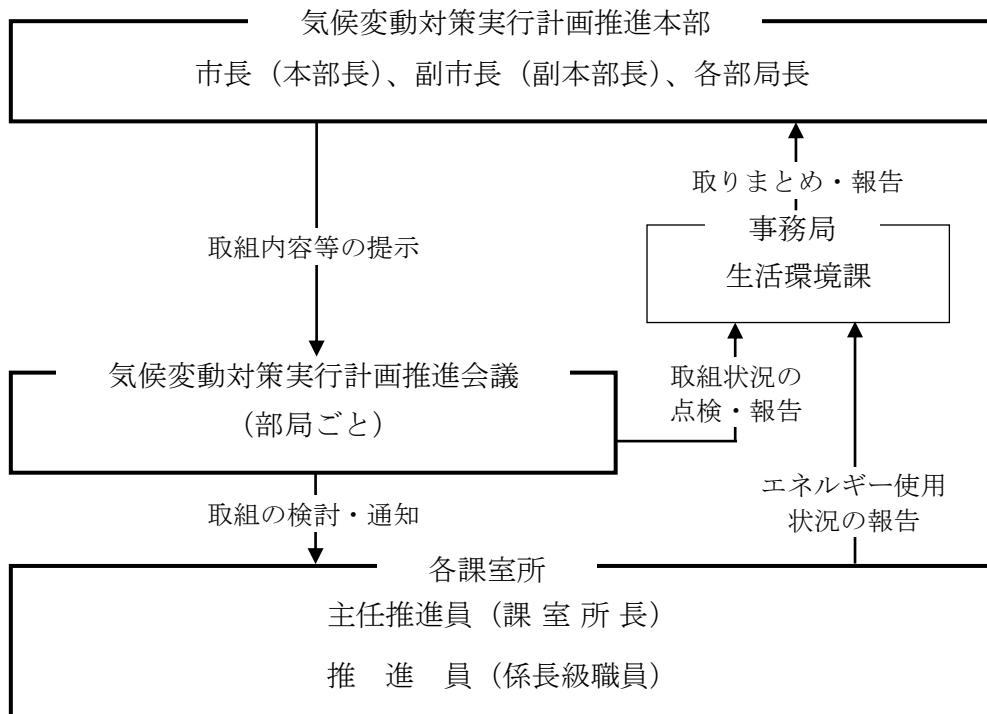
- 近距離通勤は徒歩又は自転車利用を推奨（悪天候や身体上の障がいがある場合を除く）。
- 出張には公共交通機関を積極的に利用する。
- 職員向け研修を実施し、取り組み事項を周知する。

第5章 推進体制、進捗管理及び公表

1. 推進体制及び進捗状況の公表

本計画の効率的な推進のため、気候変動対策実行計画推進本部を設置します。また、各課室所に主任推進員及び推進員を配置し、取り組みを着実に推進します。

なお、本計画の進捗状況は、地球温暖化対策推進法第21条第16項の規定に基づき、当市のホームページ等で毎年公表します。



（1）気候変動対策実行計画推進本部

市長を本部長、副市長を副本部長とし、各部局長で構成します。全庁に対し本計画に定める取組方針等を提示します。また、本計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

（2）気候変動対策実行計画推進会議

各部局長を議長とし、各部局の課室所長等で構成します。本計画の効果的な推進を図るため、部局ごとに各施設等に応じた取り組みを検討して各課室所に提示します。また、各部局の取り組み状況の点検や効果等について取りまとめ、事務局へ報告します。

(3) 主任推進員

各課室所に主任推進員を置き、課室所長がこれにあたります。主任推進員は、各課室所の取り組みを指導します。また、各課室所の取り組みの実施状況について評価、進行管理を行います。さらに、毎月のエネルギー等使用状況について事務局へ報告します。

(4) 推進員

各課室所に推進員を置き、係長級職員がこれにあたります。推進員は、その所属等の現状に配慮し、課室所単位で本計画を推進します。

(5) 事務局

事務局は市民福祉部生活環境課に置き、本計画の推進に関する事務を行います。また、各課室所のエネルギー等使用状況及び各部局の取り組み状況を取りまとめ、気候変動対策実行計画推進本部に報告します。

2. 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

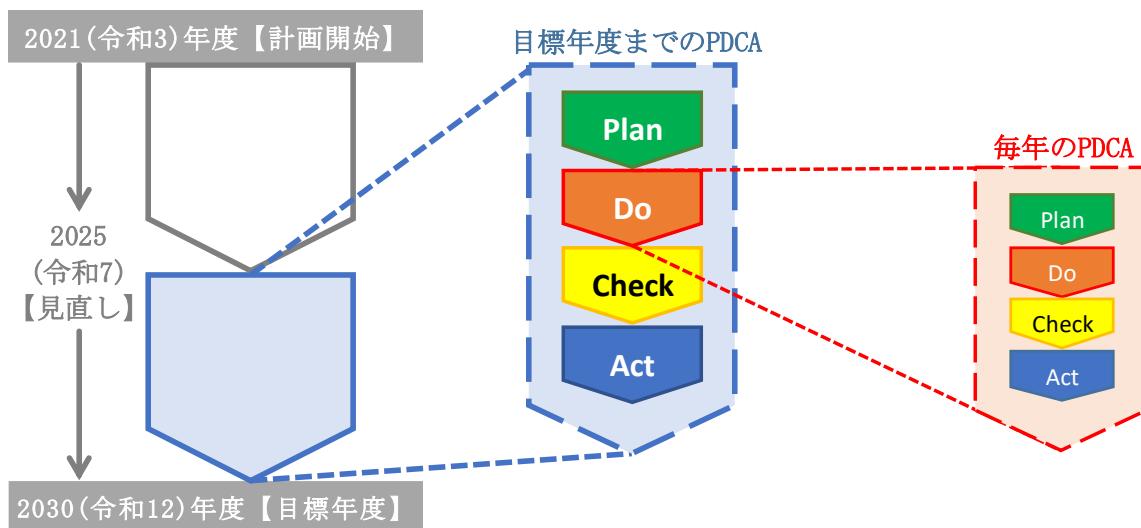


図5 PDCAサイクルのイメージ

発行 横手市
編集 横手市市民福祉部生活環境課
〒013-8601 秋田県横手市中央町 8 番 2 号
TEL 0182-35-2184 FAX 0182-33-7838
URL <https://www.city.yokote.lg.jp>
Email kankyo@city.yokote.lg.jp